

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社C支社における資格取得日は、前述の同社B支店における資格喪失日と同日の昭和43年1月1日であると認められることから、当該資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B支店における資格取得日を昭和46年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月30日から43年1月1日まで
② 昭和43年1月1日から同年1月16日まで
③ 昭和46年2月1日から同年3月1日まで

私は、D社の前身であるA社B支店で、昭和23年11月に採用となり、それから平成7年3月まで継続して勤務したのに、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。転勤に係る事務手続の誤りにより、空白期間が生じたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社（A社の承継事業所）から提出された在籍証明書、従業員カード及び申立人が所持する人事異動書並びに申立人に係る

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年1月1日に同社B支店から同社C支社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、前述のD社から提出された在籍証明書等より、申立人は当該期間においてA社C支社に勤務していたことが認められる。

また、前述の在籍証明書等から判断すると、申立人のA社C支社における資格取得日は、同社B支店における資格喪失日と同日の昭和43年1月1日であると認められる。

3 申立期間③について、オンライン記録によれば、申立人のA社C支社における資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の昭和46年2月1日とされ、当該事業所の上部組織である同社B支店において同年3月1日に資格取得したとされている。

しかしながら、前述のD社から提出された在籍証明書等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、11万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月14日から同年5月1日まで

私は、A社に勤務し、平成21年5月分の給与明細書では、標準報酬月額11万円に見合う厚生年金保険料が控除されているのに、日本年金機構の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年6月に9万8,000円から11万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（11万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成19年7月18日に支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出が未提出となっていた。

事業主が、平成22年8月13日に健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により年金の給付に反映されない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所が提出した所得税源泉徴収簿及び賞与集計表により、平成19年7月18日に支給された58万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていないとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成19年7月18日に支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出が未提出となっていた。

事業主が、平成22年8月13日に健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により年金の給付に反映されない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所が提出した所得税源泉徴収簿及び賞与集計表により、平成19年7月18日に支給された56万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていないとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成19年7月18日に支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出が未提出となっていた。

事業主が、平成22年8月13日に健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により年金の給付に反映されない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所が提出した所得税源泉徴収簿及び賞与集計表により、平成19年7月18日に支給された42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていないとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年3月まで
私が学生だった頃に、母親が私の国民年金保険料を納付していると聞いたことを記憶している。
その時の国民年金保険料納付の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市に居住していた申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金の加入手続は、当時、申立人の住民票のあったB市において行う必要があることから、B市を管轄していた社会保険事務所(当時)において申立期間を含む昭和44年5月から50年6月頃までに払い出された国民年金手帳記号番号3万9,409件の被保険者の氏名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても申立人の国民年金手帳記号番号は確認できない上、申立人が申立期間当時居住していたB市及び申立期間前後に居住していたA市の記録においても申立人の国民年金被保険者名簿等の記録は確認できない。

このため、申立人は申立期間に国民年金の被保険者資格を取得していなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年2月まで

昭和53年4月21日に会社を退職した際、A市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金の過去の保険料を支払うことを促す通知が来たので、51年から52年の未納分についても納付した記憶がある。

しかし、日本年金機構の記録では、申立期間が未納となっており、また、日本年金機構の回答は、私の国民年金手帳記号番号から当該手帳記号番号は、昭和55年4月以降に付けられたもので、53年4月からの国民年金保険料を遡って支払った記録はあるが、55年4月頃には既に納付期限から2年以上経過した申立期間の保険料は支払うことはできないという内容だった。

私は間違いなく、53年に国民年金に加入しており、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金の適用事業所を退職した昭和53年4月頃に、国民年金の資格取得手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は55年6月下旬に払い出されたと推認されることから、この時期に申立人は資格取得手続を行ったと考えられ、制度上、時効により申立期間の国民年金保険料は納付できない。

また、A市の保管する申立人に係る被保険者名簿により、昭和55年6月下旬の時点で納付可能な昭和53年4月から55年2月までの過年度保険料を55年6月30日に一括で納付していることが確認できることから、申立人が、資格取得手続の後、過去の国民年金保険料の支払を促す通知が届き、未納分を納

付したとする記憶は、当該期間の保険料であった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年6月から9年2月まで

私が20歳になった頃に国民年金手帳の送付を受けた。当時は学生だったので、実家の母親が大学に在学中の期間の国民年金保険料について免除の手続きをしてくれていた。

しかし、私の国民年金の記録では大学に在学中の期間のうち申立期間が免除期間ではなく未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B郡C町（現在は、D市）に居住していた申立人の母親が申立人の国民年金の免除申請を行ったと申し立てているが、国民年金の免除申請は、当時、申立人の住民票のあったE市F区において行う必要があることから、申立人の母親がC町役場で免除申請を行うことはできない。

また、申立期間当時、保険料の免除期間は、月を単位として、免除の申請があった日の属する月の前月から申請日の属する年度の末月までの間の必要と認められる月までとされているところ、申立てのとおり平成8年6月から免除されていた場合、9年3月は8年度の免除期間として処理されることとなるが、申立人のオンライン記録では、9年4月15日の免除申請により、9年3月から10年3月までを免除期間とされていることが確認できることからみて、8年度である申立期間は免除期間とされていなかったものと推認される。

さらに、申立人及びその母親は、申請の時期、回数、申請書の提出先等について具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請書の控え、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和61年5月から63年3月まで

私は、昭和63年5月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、未納となっている国民年金保険料を納付するように言われたので、A町役場の窓口で2回か3回納付した後、残りの期間は実家の母親が母親の保険料と一緒にB市C区役所で納付してくれたと記憶している。

しかし、私の国民年金の記録では申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が母親自身の保険料と一緒にB市C区役所で納付したとしているが、A町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和63年5月16日に国民年金の加入手続を行い、遡って61年4月1日を資格取得日とされたことが確認できることから、申立人が加入手続を行った時点では申立期間の保険料は既に過年度保険料であるため、申立人の母親がB市C区役所の窓口で納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親の国民年金記録によると、申立人の母親は、申立期間を含む昭和61年4月から平成4年3月までは第3号被保険者であるため、自ら国民年金保険料を納付する必要が無く、申立人の母親が自身の保険料と申立人の保険料と一緒にB市C区役所の窓口で納付したとする申立人の供述は不自然である。

さらに、A町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿においては、昭和61年4月及び63年4月分の国民年金保険料が納付と記載されているが、申立期間の保険料については納付の記載は無い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録の氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、22 歳の誕生日が来た昭和 56 年*月頃に、A 市役所に国民年金の加入手続に行った。その際、2 年遡って国民年金保険料納付できることを知り、支払は大変だったが納付し、「これで 20 歳から加入することが出来た。」と喜んだのを記憶している。

しかし、ねんきん定期便によると申立期間が未納期間となっており、年金事務所に確認したところ、昭和 61 年 11 月頃に加入手続をし、その時点で 2 年を経過した期間が未納期間となっているとの説明を受けた。私は 62 年に結婚しているが、結婚前の 61 年に加入手続をした記憶は無く、56 年 9 月頃に手続をしたとする私の記憶とは余りにも差異がある。

私は、申立期間の国民年金保険料を支払っているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 歳の誕生日である昭和 56 年*月頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は A 市において 61 年 6 月 16 日以降に払い出されていることが確認できることから、この時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録では、加入手続時点において納付可能な昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を 61 年 7 月 31 日に、60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を 61 年 8 月 27 日に過年度納付していることが確認できることから、申立人が、加入手続の後、2 年遡って保険料を納付したとする記憶

は、当該期間の保険料であった可能性がうかがわれる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されている上、オンラインシステムによる氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年9月まで

私は、何年頃かは覚えていないが、A市B区役所から届いた納付書により、申立期間の国民年金保険料として3万6,500円ぐらいを一度に納付した記憶がある。

また、昭和61年頃に、市の人から保険料を払ったら、たくさん年金をもらえるという話を聞き、保険料を毎月納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月30日に国民年金の被保険者資格を取得しているが、申立期間前に厚生年金保険に加入していたことから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の再加入手続を行う必要があるところ、申立期間直後の63年10月から同年12月までの保険料を平成3年1月に過年度納付していること、及び2年4月及び同年5月の保険料を2年10月に現年度納付していることが、それぞれオンライン記録によって確認できることから、申立人は2年10月頃に国民年金に再加入したものと推認できる。そのため、保険料の納付を始めた時点では、申立期間は時効により保険料が納付できなかったものと考えられる上、申立人は、再加入手続の時期及び窓口でのやり取りなどを記憶しておらず、再加入時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料として3万6,500円ぐらいを一度に納付したと主張するが、申立期間の保険料額とは大きく異なっている上、申立人が60歳到達後の平成4年10月に過年度納付したことがオンライン記録で確認できる2年11月から3年2月までの保険料額（3万3,600円）とおおむね一致していることから、当該保険料の納付を申立期間の保険料納付と誤認している

可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年*月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

私は、平成5年4月に会社に入社後、20歳からの国民年金保険料未納期間の納付書が送付されてきたので、同年6月か同年7月頃に、会社の近くのA金融機関かB金融機関でまとめて8万円か9万円ぐらい納付した。

しかし、申立期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年6月か同年7月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出管理簿において申立人の記号番号の前後の番号の厚生年金保険被保険者資格喪失者の国民年金の切替えによる資格取得日及び20歳到達者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月頃に払い出されたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、平成7年2月9日に、当該時点で時効が成立していなかった5年1月から同年3月までの期間の保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できることから、納付書作成時点で当該期間は未納として取り扱われていたものと考えられ、申立期間に係る保険料を一括納付したとする申立人の主張と相違する。

また、C市における申立人に係る国民年金被保険者名簿の電算記録では、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成5年7月1日から同年7月22日まで

私は、会社を退職後、国民年金第3号被保険者の資格取得手続に、A社会保険事務所（当時）へ行ったところ、平成5年7月1日から同月22日まで第1号被保険者期間に該当するので、国民年金保険料を払ってくださいと窓口の女性に言われた。

その時は、「払う必要はないのではないか。」と伝えたが、「払っていただくことになる。」と言われ、かなり驚いたが仕方なく、約1万円支払った。

しかし、オンライン記録では申立期間に係る月数が0月とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第3号被保険者の資格取得手続をA社会保険事務所の窓口で行った際、申立期間に係る第1号被保険者の資格取得手続も併せて行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時の国民年金被保険者資格取得の届出は、市町村が窓口とされており、A社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金第3号被保険者該当届出書を見ると、申立人記載の届出年月日が「平成5年8月3日」と記載されており、B市C区役所の受付印が「平成5年8月3日」、A社会保険事務所の受付印が「平成5年9月10日」とされていることから、申立人は、平成5年8月3日に上記届出書をB市C区役所に提出し、同区役所から進達された届出書に基づき、A社会保険事務所において第3号被保険者資格の取得の処理が行われたものと考えられる。

また、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、前述の届出書と同様に「5.8.3㊦」と記載され、平成5年8月3日に同市において受

け付けたことが確認できることから、申立人は、同年8月3日付けで、国民年金の加入手続と第3号被保険者該当の手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の、国民年金の現年度保険料は、市町村が納付窓口となっており、制度上、社会保険事務所（当時）の窓口で納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 4 日まで

私は、当時まだ 13 歳くらいだったが、昭和 28 年 6 月 1 日から A 社で働くようになり、32 年 6 月 30 日まで働いた。しかし、年金事務所の記録をみると、28 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 4 日までの期間が未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 4 日まで厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、31 年 6 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者名簿の健康保険番号の 1 番から申立人の健康保険番号までの資格取得者を確認しても、健康保険番号に欠番は無く、申立人の別番号の記録は見当たらない。

また、申立人が「自分より 2 年くらい前から勤めていた。」と供述している申立人の 2 歳年上の姉は「私は 16 歳の後半から働いていたと思う。」と回答している。

さらに、申立事業所において申立期間前または申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 11 人に照会したところ、回答のあった 7 人全てが「申立人を知らない。」と回答し、また、申立人と同じ月（昭和 31 年 6 月 1 日又は同月 4 日）に被保険者資格を取得した者 9 人（申立人の姉を除く）に照会したところ、回答のあった 3 人のうちの 2 人が「申立人を知らない。」と回答、1 人が「申立人を知っているが、勤務期間については不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務の実態について確認できない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持しておらず、申立事業所（現在は、B社）は当時の関係資料を既に廃棄しているため、申立期間に係る申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和24年8月にA社に甲板員見習として採用され、63年4月まで勤務しており、私が所持する退職金関係書類では入社年月日は24年8月1日と記載されている。

しかし、船員保険の資格取得日は昭和24年10月1日とされており、申立期間の船員保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「退職金支給内訳書」及び「昭和63年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」には、申立事業所の入社年月日は昭和24年8月1日と記載されており、B組合が保管する組合費納入原簿により、申立人は申立事業所に同年8月8日に入社し、同年9月1日からB組合員となったとする記録が確認できることから、申立人は申立事業所で、同年8月から勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳及び申立ての事業所に係る船員保険被保険者名簿により、申立事業所において申立人は昭和24年10月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同被保険者名簿により、同年3月1日から申立人の資格取得日の同年10月1日までの間には申立人に別の記録は無く、同年8月1日に資格取得した者は見当たらない。

また、平成11年4月の申立事業所のC支店廃止時に申立期間当時の労務関係書類を含め関係書類は廃棄されており、申立期間に係る申立人の船員保険適用及び船員保険料の控除等の状況について確認できない。

加えて、申立人は申立期間にD丸に乗船していたとしており、当時同船に乗

船していたとみられる同僚（上司）4人のうち居所が確認できた同僚1人に照会したが、同人は入院中で記憶も定かでないため、当時の状況について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 1 日まで

私は、A市の臨時的任用職員として、平成 6 年 6 月から 7 年 3 月までA市立B校に、同年 4 月から同年 9 月まで同C校に勤務した。

年金機構の記録では、平成 6 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 41 万円であったところ、同年 10 月から 38 万円に減額されているが、申立期間に給与支給額が減ったことはなく、臨時採用職員であっても、正職員と同じ仕事内容で勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市から提出された申立人に係る給与原票及び履歴カードによれば、給与総支給額は確認できないものの、申立期間を含む平成 6 年 6 月から 7 年 8 月までの申立人の給与等級（2 級 26 号）に変更は無く、基本給は 36 万 7,900 円であったことが確認できる。

また、申立人が申立期間直後の平成 7 年 6 月から同年 8 月まで加入しているD共済組合に照会した結果、当該期間の掛金の標準となった諸手当を含む給与月額（給与総支給額）は 38 万 2,616 円であったことが確認でき、当該共済組合加入期間と申立期間の給与等級が同一であったことを踏まえると、申立期間における諸手当を含む給与総支給額も同程度であったと考えるのが自然であり、当該金額に見合う標準報酬月額は 38 万円となり、オンライン記録と一致している。

さらに、臨時的任用職員に係る標準報酬月額の届出を行っていたE県は、A市から送付された人事通知書等に記載された給与等級及び諸手当額に基づいて計算した概算額により届出を行っていたとしていることから、当該概算額により資格取得時の標準報酬月額が 41 万円と決定されたものと考えられるが、

平成6年度の算定基礎届(定時決定)を行った際には、その基礎となる期間(平成6年6月及び同年7月)の実支給額に基づく報酬月額平均額が41万円に相当する額を下回っていたことから、申立期間の標準報酬月額が38万円に変更されたものと推測される。

加えて、申立人から提出された預金通帳では、申立期間当時の給与支給額は確認できない上、A市及びE県は、当時の申立人の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保管していないとしており、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社において自動車に文字を書き入れる仕事をしていたが、自動車が急速に普及していた時代で、忙しく仕事をしており、給与が上がることはあっても下がることは考えられない。

年金事務所から送付のあった厚生年金加入記録のお知らせによると、申立期間に係る標準報酬月額が6万8,000円から6万円に引き下げられており、納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後において申立事業所で被保険者記録のある申立人を含む男性従業員9人の標準報酬月額の推移をオンライン記録により確認したところ、申立人を含む5人は、標準報酬月額が昭和45年5月に引き上げられ、その年の10月に引き下げられていることが確認できる。申立事業所の事業主及び同僚は、「申立事業所は残業の多い会社であったが、3月は特別に多かった。昇給は、1月又は4月だったと思う。」としていることを踏まえると、1月の昇給に伴い固定的賃金の変動し、3月に残業手当が大幅に増加したことにより5月に随時改定が行われて標準報酬月額が引き上げられ、その後の業務量の減少に伴う残業手当の減少により、10月の定時決定で標準報酬月額が引き下げられたことがうかがわれ、申立人を含む従業員5人の標準報酬月額の推移に不自然さはない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当らず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 30 日から同年 6 月 2 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 28 日から 45 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 17 日までの間、A社に季節工として継続して勤務していた。45 年 12 月に自己都合により同社を退職するまで一度も退職したことはないので、申立期間①から③までが厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 17 日まで申立事業所に季節工として継続して勤務していたと主張しているが、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間（昭和 43 年 8 月 1 日から同年 9 月 20 日までの期間は除く。）と符合しており、申立期間①、②及び③に係る加入記録は無い。

また、申立事業所の元代表取締役の妻は、「当社は既に解散しているため、資料は廃棄済みであるが、当時、アルバイトのような方が何人かおり、仕事のある時だけ来てもらっていたので、厚生年金保険の記録の無い期間は、働いていなかったのだと思う。」と回答している上、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 43 年 8 月 1 日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 11 人の加入記録を確認したところ、11 人全員が申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の未加入期間が存在していることを踏まえると、申立期間①、②及び③において、申立人は申立事業所に勤務していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は 4

枚確認できるところ、それぞれ異なる整理番号で被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち2枚の原票には、健康保険証を返納したこと及びその進達日が記載されている。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和41年4月から44年6月までの国民年金保険料(このうち、昭和43年8月から44年6月までの保険料は、45年5月6日付けで還付決定済み。)を納付していたことが確認できる上、前述の同僚11人についても、申立期間における国民年金保険料の納付が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 2 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 25 日から 45 年 2 月 19 日まで

私は、昭和 40 年 3 月に高等学校を卒業後、A社に就職して 41 年 4 月 26 日まで勤務し、引き続きB社で 45 年 2 月 18 日まで勤務したにもかかわらず、A社での資格取得日及びB社での資格喪失日が誤って記録されているため、申立期間は厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間も厚生年金保険料は控除されていたと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 3 月に高等学校を卒業後、すぐにA社に就職したと申し立てしているところ、高等学校の卒業証明書により同年 3 月 1 日に卒業したことが確認できる。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険の資格取得日は昭和 40 年 5 月 1 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、C社（A社が名称変更）の元役員は、「申立期間当時は、入社後 1 か月くらいの試用期間があった。」としている。

また、照会に回答のあった前述の元役員を含む同僚 4 人は、いずれも申立人のことは覚えていないとしている上、A社では、当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社の後に勤務したD事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 45 年 2 月 19 日であることから、その直前までB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のB社に係る雇用保険の離職日は昭和41年6月24日となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は、「昭和41年6月25日」と記載され、備考欄には、「証回収41.7.2」の押印が確認できるなど、記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、照会に回答のあった同僚4人は、いずれも申立人のことは覚えておらず、当時の状況は不明としている上、B社では、当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 23 日から 56 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 6 月から 56 年 1 月末日まで A 社に勤務していたが、標準報酬月額を確認したところ、46 年 6 月から 48 年頃までの期間は給与月額（4 万 5,000 円から 9 万円）と大きな差は無いが、49 年から 53 年までの期間は、当時の給与月額（22 万円から 30 万円）の半分になっている上、54 年から 56 年 1 月までの期間は、給与月額（30 万円超）よりも 10 万円程度低いものとなっている。

申立期間当時、同社の寮に入居していた同僚や給与が同程度だった同僚と比較調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与月額よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 8 人のうち、オンライン記録により、申立事業所における厚生年金保険被保険者期間が確認できた 6 人の申立期間当時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同水準（4 万 5,000 円から 20 万円）であることから、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、申立人が自身と給与が同程度であったと記憶している同僚から提出された昭和 49 年 12 月分、52 年 10 月分及び 55 年 10 月分の給与明細書によれば、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が控除されていること、及び総支給額が申立人の主張する給与月額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立事業所は当時の人事記録等の資料は廃棄済みであるとしていることから、申立期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月から同年 12 月まで

私は、平成 7 年 3 月から同年 12 月まで A 社に勤務したが、厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 5 月 2 日から同年 12 月 4 日までの期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所にはパート・アルバイトとして勤務し、健康保険証を受け取った記憶は無いとしているところ、申立事業所の社会保険事務担当者は、「申立人はパート・アルバイトの雇用形態だった。短時間労働者は厚生年金保険に加入させていなかったが、退職後のことがあるので雇用保険にだけは加入させていた。」とし、同僚は、「申立人は、時々手伝いに来て、作業の補助をしていた。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間当時、労働時間及び労働日数が通常の就労者より少ないため、厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

また、前述の社会保険事務担当者が保管していた平成 7 年の夏・冬の賞与に係る計算メモによれば、申立人に対し夏の賞与 3 万円が支給されていることが確認できるが、厚生年金保険料は控除されていない上、申立人と同様、賞与から厚生年金保険料が控除されていない 4 人について、オンライン記録により厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立事業所における被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立期間に係る申立事業所の健康保険整理番号をオンライン記録により確認したが、同番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 18 日から 7 年 9 月 1 日まで

私は、平成 4 年 11 月頃に A 社に入社し、7 年 8 月末まで勤務したが、私の同社に係る厚生年金保険の加入記録は無く納得できない。勤務期間中は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等により、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の元事業主は、「申立期間当時、従業員の医療保険は、B 組合に加入させていた。このうち C 組合員として加入させていた者は、厚生年金保険に加入させておらず、国民年金に加入するよう勧めていたと思う。確認できる資料は無いが、B 組合に C 組合員として加入させていた従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、B 組合への照会の結果、申立人は同組合に申立期間を含む平成 4 年 2 月 6 日から 7 年 9 月 1 日まで C 組合員として加入していることが確認できる上、オンライン記録では、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間の保険料は 4 年 11 月から 7 年 3 月までは未納、同年 4 月から同年 12 月までは申請免除となっていることが確認できる。

また、申立人が申立事業所の同僚として名前を挙げた 3 人のうち 1 人は、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の中に名前は無く、同僚の 1 人は、「申立事業所の従業員は、役職により、厚生年金保険に加入する者と国民年金に加入する者に分かれていた。」としていることから、申立事業所では従業員のうち厚生年金保険に加入させていない者がいたことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の中に申立人の名前は無く、申立期間において整理番号に欠番も無い上、申立事業所が加入していた

D厚生年金基金においても、申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 8 日から 8 年 3 月 13 日まで

私は、平成 7 年 9 月 8 日から 8 年 3 月 13 日までの期間、A 社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、同社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 10 月 21 日から 8 年 2 月 19 日までの期間について、申立事業所において雇用保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所が加入していた B 組合へ照会したが、申立人に係る同組合の加入記録は確認できない上、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある被保険者 6 人に照会したところ、回答があった 2 人は、いずれも申立人を記憶していない。

また、申立事業所における取締役及び社会保険事務担当者は、「申立事業所では、必ずしも勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった。」としている。

さらに、事業主は「4、5 年前に倒産しており、申立期間当時の資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立事業所の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立期間における整理番号に欠番は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月1日まで
私のA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成9年4月1日から同年10月1日までの標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額に比べ低額となっている。
それまでの給与に比べ10万円も給与が減額された記憶は無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは36万円と記録されていたところ、同年10月23日付けで、同年4月に遡って34万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立事業所の設立当時から現在まで取締役であることが確認できる上、「申立期間当時の給与額は、自分が決定しており、時期は覚えていないが、給与を減額したことはあった。」としている。

また、申立人は、「経理事務を含め、業務全般を行っており、社会保険の手続事務は、B社に委託していたが、社会保険関係の各種届出には、自分が内容を確認し、事業所印及び代表者印を押しており、毎月の事業所全体の社会保険料額も把握していた。」としていることを踏まえると、申立人が上記標準報酬月額の減額訂正について知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の社会保険関係業務に関する責任を負っている取締役であり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額

に係る記録の訂正を認めることはできない。